

「補償業務管理士試験問題の解説(共通科目)」正誤表

本書につきまして、下記のとおり誤りがございましたので、謹んでお詫び申し上げますとともに訂正させていただきます。

頁	該当箇所	訂正前	訂正後	備考
114	解説の記述1中の上から4～5行目	社会生活上すべき範囲	社会生活上受忍すべき範囲	
128	一問一答【基本的事項】6. の解答	○	×	解説内容に変更はございません。
132	一問一答【土地評価】23. の解答の解説 (解説中の上から2行目以降)	類似の例として、宅地造成目的のコンクリート擁壁は土地と一体となって効用を有する土地の附加物ではなく、工作物として別途補償することになる <u>ので</u> 注意を要する。	類似の例として、「宅地造成目的のコンクリート擁壁は土地と一体となって効用を有する土地の附加物ではなく、工作物として別途補償することになる」 <u>も誤りなので</u> 、注意を要する。	
136	一問一答【建物移転料】44. の解答の解説	一般補償基準要綱等の行政指導を含む。	建築行政当局が所管する要綱等の行政指導を含む。	
140	一問一答【営業補償】57. の解答の解説	一般補償基準要綱32条から、…。	「一般補償基準要綱の解説」第32条(注解)1)のとおり、…。	
140	一問一答【営業補償】60. の解答の解説	一般補償基準要綱31条のとおりである。	「一般補償基準要綱の解説」第31条(注解)6)(ロ)のとおり、通勤手当、住宅手当等は含まれない。	
140	一問一答【営業補償】61. の解答の解説	一般補償基準要綱32条のとおりである。	「一般補償基準要綱の解説」第32条(注解)5)のとおりである。	
144	一問一答【残地・隣接地工事費補償】87. の解答の解説	一般補償基準要綱44条のとおり、可能である。	「一般補償基準要綱の解説」第44条(注解)3)のとおり、可能である。	
148	一問一答【家賃減収・借家人補償】98. の解答の解説	一般補償基準要綱第28条の2のとおりである。他には…。	「一般補償基準要綱の解説」第28条の2(注解)1)(イ)のとおりである。他には…。	
293	一問一答【物権変動】10. の問題文	登記移点等	登記移転等	解説内容に変更はございません。
294	一問一答【表示に関する登記】1. の解答	×	○	解説内容に変更はございません。

2018.4.16現在

尚、今後正誤が発生した場合は、弊社HPのサポート(下記)で最新の正誤(PDF)をアップいたします。
<https://www.taisei-shuppan.co.jp/support/>